平成２１年（フ）第１４８８号
千葉県市原市君塚１丁目９番地４　ネオハイツクレインＡ棟202
債務者　森　　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９６号
千葉県船橋市前原西３丁目21番９号　カーサ・シンフォニア205号
債務者　倉林　岑一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０９号
千葉県船橋市前原西２丁目39番８―611号
債務者　福崎　　寛
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５１１号
千葉市中央区仁戸名町728番地１
債務者　岩下　和也
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１号
長野県伊那市上牧6187番地２　シャトリオン上牧Ｃ201号
債務者　北原　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１０６号
長野県上伊那郡飯島町田切3391番地２
債務者　下島なるみ
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１０７号
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町1494番地３ユウブリッジ202
債務者　唐澤　典子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１０８号
長野県伊那市前原8268番地787　ヴェイグレイ102号
債務者　森谷久美子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１０９号
長野県駒ヶ根市下平612番地12
債務者　百沢　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１５１号
岐阜県可児市長坂８丁目41番地
債務者　杁山　裕之
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１５２号
岐阜県可児市長坂８丁目41番地
債務者　杁山　輝子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第６３号
静岡県下田市大賀茂813番地の２
債務者　村山恵理子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３１１号
三重県津市高茶屋小森町1207番地５
債務者　西山ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５６号
三重県四日市市三重４丁目19番地
債務者　谷口　勝美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
三重県四日市市大井手１丁目１番22号　レジデンスナカノ503号室
債務者　水谷　昭広
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
三重県四日市市大井手１丁目１番22号　レジデンスナカノ503号室
債務者　水谷　美保
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
三重県桑名市大字東方1231番地10
債務者　近藤とき子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
三重県桑名市新西方４丁目215番地
債務者　伊藤　琢司
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係